

「日野市いじめ防止基本方針改定(案)」に関する

パブリックコメント実施要領

1. 意見募集について

日野市及び日野市教育委員会では、平成 26 年 9 月に「日野市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を実施してまいりました。

昨今、いじめ認知件数の増加、いじめの深刻化、いじめ事案の複雑化など、いじめを取り巻く環境は大きく変化、並びに令和6年8月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂したことを受け、いじめ防止基本方針を「組織的」な対応で臨む必要があることから、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針の改定をいたします。

このたび、「日野市いじめ防止基本方針改定(案)」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見を募集します。

2. 意見募集期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 8 年 5 月 1 日(金)まで

※窓口での受付時間については、「3. 資料の入手方法(2)窓口での閲覧」の表を参照

※郵送による場合は、令和 8 年 5 月 1 日(金)必着

3. 資料の入手方法

「日野市いじめ防止基本方針改定(案)」は、令和 8 年 4 月 1 日(水)から、次の方法で入手することができます。

視覚障害者の方からもご意見をいただけるよう、ホームページには文字データを含む PDF のデータファイルを掲載いたしますので、読み上げソフトをご利用の上、ご確認いただくようお願いいたします。読み上げソフトのご利用ができない方は、お手数ですが、問合せ先にご連絡をお願いいたします。

(1) インターネットによる閲覧・ダウンロード

【日野市ホームページ】

URL: <https://www.city.hino.lg.jp/publiccomment/1030556.html>

ページ ID: 1030556

2次元コード:



【日野市地域共創プラットフォーム】

URL: <https://hinotane.liqlid.jp/spaceym3lo4nf>

2次元コード:



(2) 窓口での閲覧

次の窓口で閲覧することができます。配布は行っていません。

閲覧場所	閲覧できる時間(4月1日(水)から)
教育指導課	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日は休み
中央図書館	火曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで 土曜日、日曜日、祝日 午前10時から午後5時まで ※月曜日は休館(月曜が祝日の場合は開館)
高幡図書館	
日野図書館	
多摩平図書館	
平山図書館	
百草図書館	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時まで ※日曜日、祝日は休み
市政図書室	
七生支所	
豊田駅連絡所	

4. 意見の提出方法

原則、日野市地域共創プラットフォームへの投稿により意見をお寄せください。

(1) 日野市地域共創プラットフォーム(以下、「市 PF」)への投稿

- ① 市 PF 内のスペース「【パブリックコメント】(仮称)日野市いじめ防止対策推進条例(素案)」ページをトップページ下部の「スペース一覧」から選択してください。
- ② 画面上の「トップ」及び「条例(素案)の内容について」から、詳細をご確認ください。
- ③ ご意見は、「パブリックコメント投稿フォーム」からお寄せください。
- ④ 匿名での投稿であっても、パブリックコメントとして受付します。

【日野市地域共創プラットフォームでの留意事項】

- (ア) ご利用いただくためには、ユーザー登録及びログインが必要です。
- (イ) ユーザー登録に当たって表示される各種運用ポリシー等をあらかじめご確認ください。
- (ウ) 書き込みには、文字数制限があります。何度でも投稿いただけますので、ポイントごとに投稿を分けるなど、簡潔な記載にご協力をお願いします。
- (エ) 当該計画に関することであれば、自由にご意見を投稿いただけますが、公序良俗に反するような誹謗中傷等が見受けられた場合、削除する場合がございます。

(2) 意見書用紙での提出

- ① 意見書の様式に従い、A4サイズの下紙に意見を記載してください。
- ② 直接以下の提出先にご持参いただくか、郵便、FAX 又は電子メールにより送信してください。

【提出先】

〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1
日野市役所本庁舎 5 階 教育指導課指導係

【FAX】 042-583-9684

【メールアドレス】 sidou@city.hino.lg.jp

※電子メールでの件名は「に関する意見」としてください。

なお、意見書は、指定様式を使用しなくても、指定様式に記載すべき内容をすべて記載いただければ、任意の書式でも構いません。

【意見書を任意様式とした場合の必要記載事項】

(ア) 市内在住・在勤・在学等の表示(意見書様式①～⑤のチェック項目をご参照ください)

(イ) ご意見内容及びその理由

5. 注意事項

(1)意見は、日本語で記載してください。

(2)提出いただいた意見については、氏名(団体名)、住所、および電話番号を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

(3)募集期間内に到達しなかったものおよび下記のいずれかに該当するものについては、無効とします。

- ① 特定の個人や団体等に対する誹謗中傷が含まれるもの
- ② 特定の個人や団体等の財産又はプライバシーを侵害するもの
- ③ 特定の個人や団体等の著作権を侵害するもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ 営業活動等営利を目的としたもの

(4)提出いただきました意見に対する市の回答は、後日市ホームページ及び日野市地域共創プラットフォーム上に、回答内容をまとめた資料を掲載いたします。

6. 問い合わせ先

日野市教育部教育指導課指導係 電話番号 042-514-8728